

議案第9号

八幡浜市庁舎の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和元年6月10日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市庁舎の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市庁舎の目的外使用に関する条例（平成17年条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表 庁舎使用料				別表 庁舎使用料			
区分	単位	使用料	(略)	区分	単位	使用料	(略)
食堂	1箇月	110,000円		食堂	1箇月	108,000円	
現金自動 預入払機敷	1箇月	29,700円		現金自動 預入払機敷	1箇月	29,160円	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の八幡浜市庁舎の目的外使用に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

